

県では通商産業省主管のもとにきたる7月1日現在で昭和33年商業統計調査を実施することになりました。

商業調査は、商業者を確実に握ってその分布状況あるいは活動状況の実態を明らかにする最も有効な統計を作るため2年ごとに行われるもので、いわば商業についての国勢調査であります。

この調査は、統計法にもとづく指定統計でありますから、各商店から申告された調査票を他に見せたり、漏らしたり、またこの結果を利害関係に使用するようなことは絶対にありませんから、安心してありのままの事実を正しく申告していただくようお願いします。

調査の様式および方法は大体前回(昭和31年)と同様ですが、前回飲食店の調査は準備調査だけでしたが今回は簡単な調査票内を用いて、経営組織、従業者数、商品年間販売額等を調査することになりました。

甲乙丙調査および丙調査の調査項目は次のとおりです
◎甲調査(法人組織による商店および常用労働者を使用している法人組織によらない商店)

1. 商店名(電話番号も書いて下さい)
2. 商店所在地(番地まで記入して下さい。)
3. 商店の本支店別(該当する番号を○でかこんで下さい)
4. 商店の開設年
5. 経営組織
6. 業態
7. 売場面積
8. 従業者数(33.7.1現在)

9. 商品仕入先
10. 商品販売額および商品手持額ならびに業名
11. 商品年間販売額の販売先別割合
12. 商品販売方法(年間販売額の割合を記入して下さい)
13. 手数料その他のサービス料の取入額
14. 営業支出額(32.7.1~33.6.30)

◎乙調査(家族従業者だけの個人商店)

1. 商店名
2. 商店所在地
3. 業態
4. 商品販売額(月間と年間を記入して下さい)
5. 業名および商品販売額の業名別内訳
6. 割賦販売およびチケット販売
7. 売場面積
8. 従業者数(33.7.1現在)
9. 商品手持額(33.7.1現在)
10. 手数料その他のサービス料の取入額(32.7.1~33.6.30)
11. 商店の開設年および事業主の前歴

◎丙調査(飲食店)

1. 商店名
2. 商店所在地
3. 経営組織
4. 従業者数(33.7.1現在)
5. 商品年間販売額(32.7.1~33.6.30)